平成二十四年十月十二日 福岡県条例第六十九号

最終改正 令和元年一二月二四日条例第四〇号

福岡県風俗案内業の規制に関する条例をここに公布する。

福岡県風俗案内業の規制に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、清浄な風俗環境を保持し、及び青少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗案内業について、風俗案内を行うことのできる地域等を制限し、 及び青少年に風俗案内所を利用させること等を規制し、もって県民が安心して暮らすことのできる健全な生活環境の形成に資することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
 - 一 接待風俗営業 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法 律第百二十二号。以下「風俗営業法」という。)第二条第一項第一号の営業をいう。
 - 二 性風俗特殊営業 風俗営業法第二条第六項第一号若しくは第二号又は同条第七項第一 号の営業をいう。
 - 三 風俗案内 有償又は無償で行う次のイからホまでのいずれかに掲げる行為(接待風俗 営業又は性風俗特殊営業を営む者が当該営業に関して行うものを除く。)をいう。
 - イ 接待風俗営業又は性風俗特殊営業に関する情報の提供を受けようとする者の求めに 応じ、当該情報のうち次のいずれかに該当する情報を提供する行為
 - (1) 客が受けることのできる接待(歓楽的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなす ことをいう。以下この号において同じ。)又は客が提供を受けることのできる特殊 役務(異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務をいう。以下この号に おいて同じ。)の内容
 - (2) 接待又は特殊役務に従事する者に関する事項
 - (3) 客が接待又は特殊役務の提供を受けることのできる時間

- (4) 客がすることのできる遊興又は飲食に関する事項
- (5) 客が支払うべき料金
- ロ イの(1)から(5)までのいずれかに掲げる事項について条件を指定して、当該条件に合致する接待風俗営業又は性風俗特殊営業の営業所、事務所又は受付所(風俗営業法第三十一条の二第一項第七号に規定する受付所をいう。ハ及びニにおいて同じ。)の名称、所在地又は電話番号その他の連絡先に関する情報の提供を受けようとする者の求めに応じ、当該情報を提供する行為
- ハ 接待風俗営業又は性風俗特殊営業の客となろうとする者を、当該営業の営業所若しくは受付所又は当該営業を営む者若しくはその代理人、使用人その他の従業者(以下「代理人等」という。)が指定する場所に送り届ける行為
- ニ 接待風俗営業又は性風俗特殊営業の客となろうとする者に対し、その者を当該営業の営業所若しくは受付所又は当該営業を営む者若しくはその代理人等が指定する場所に送り届ける者と待ち合わせるための場所を提供する行為
- ホ イから二までに掲げるもののほか、接待風俗営業又は性風俗特殊営業の客となろうとする者のため、当該営業を営む者から接待又は特殊役務の提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為
- 四 風俗案内業 風俗案内を行うための施設又は設備(以下「風俗案内所」という。)を 設け、当該風俗案内所を利用して風俗案内を行う事業をいう。
- 五 風俗案内業者 風俗案内業を行う者をいう。
- 六 青少年 十八歳未満の者をいう。

(届出)

- 第三条 風俗案内業を行おうとする者は、風俗案内所ごとに、福岡県公安委員会規則(以下「公安委員会規則」という。)で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した届出書を福岡県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 風俗案内所の名称及び所在地
 - 三 接待風俗営業又は性風俗特殊営業の案内の別
 - 四 第十四条第一項の管理者の氏名及び住所

- 五 前各号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める事項
- 2 前項の届出書を提出した者は、当該風俗案内業を廃止したとき、又は同項各号に掲げる 事項(同項第二号に掲げる事項にあっては、風俗案内所の名称に限る。)に変更があった ときは、公安委員会規則で定めるところにより、廃止又は変更に係る事項を記載した届出 書を公安委員会に提出しなければならない。
- 3 前二項の届出書(前項の届出書にあっては、風俗案内業を廃止したときにおけるものを 除く。)には、公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

(欠格事由)

- 第四条 次の各号のいずれかに該当する者は、風俗案内業を行ってはならない。
 - 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 二 一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して一年未満の 懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくな った日から起算して五年を経過しない者
 - イ 第二十条第一項に規定する罪
 - ロ 風俗営業法第四十九条、第五十条第一項第四号から第九号まで、第五十二条第一号 又は第五十三条第一号若しくは第二号に規定する罪
 - ハ 売春防止法 (昭和三十一年法律第百十八号) 第六条に規定する罪
 - ニ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法 律(平成十一年法律第五十二号)第五条又は第六条に規定する罪
 - ホ 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第百十八条第一項(同法第五十六条に係る部分に限る。)又は第百十九条第一号(同法第六十一条又は第六十二条に係る部分に限り、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第四十四条第二項又は第四項の規定により適用する場合を含む。)に規定する罪
 - へ 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六十条第一項又は第二項(同法第三十四条第一項第四号の三、第五号、第七号又は第九号に係る部分に限る。)に規定する罪
 - ト 福岡県迷惑行為防止条例(昭和三十九年福岡県条例第六十八号)第十一条第二項若

しくは第四項から第七項まで(第五項にあっては、同条例第五条第一項に係る部分に限る。)又は第十二条第三項若しくは第四項(同条例第五条第一項に係る部分に限る。) に規定する罪

- チ 福岡県性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例(平成 十三年福岡県条例第三十七号)第十三条第二項第二号に規定する罪
- リ 福岡県暴力団排除条例(平成二十一年福岡県条例第五十九号)第二十五条第一項第 三号に規定する罪
- 三 最近五年間に第十六条の規定による命令に違反した者
- 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において単に「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者
- 五 福岡県暴力団排除条例第十五条第二項、第十七条の三、第十九条第二項及び第二十条 第二項の規定に違反した者で、同条例第二十三条第一項の規定により、同条例第二十二 条の勧告に従わなかった旨を公表された日から起算して二年を経過しないもの
- 六 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 七 心身の故障により風俗案内業の業務を適正に実施することができない者として公安委 員会規則で定めるもの

八 未成年者

九 法人で、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下この号において同じ。)又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者のうちに第一号から第七号までのいずれかに該当する者があるもの

(名義貸しの禁止)

第五条 第三条第一項の届出書を提出した者は、自己の名義をもって、他人に風俗案内業を 行わせてはならない。

(特定の性風俗特殊営業に係る風俗案内の禁止)

第六条 風俗案内業者は、風俗案内業に関し、性風俗特殊営業(風俗営業法第二条第六項第 二号及び同条第七項第一号の営業に限る。)に係る風俗案内を行ってはならない。 (特定の地域における風俗案内の禁止等)

- 第七条 風俗案内業者は、次に掲げる地域においては、風俗案内業に関し、接待風俗営業に 係る風俗案内を行ってはならない。
 - 一 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域又は田園住居地域
 - 二 前号に掲げるもののほか、別表第一の上欄に掲げる施設の敷地(これらの用に供する ものと決定した土地を含む。)から、当該施設ごとに、同表の下欄に掲げる風俗案内所 が所在することとなる地域の区分に応じ、それぞれ同欄に定める距離を超えない区域内 の地域
- 2 風俗案内業者は、次に掲げる地域においては、風俗案内業に関し、性風俗特殊営業(風俗営業法第二条第六項第一号の営業に限る。)に係る風俗案内を行ってはならない。
 - 一 福岡県の全地域(北九州市小倉北区船頭町三番並びに福岡市博多区中洲一丁目及び二 丁目を除く。)
 - 二 次に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲二 百メートルの区域内の地域
 - イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校
 - ロ 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する図書館
 - ハ 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第二条第一項に規定する家庭裁判所
 - ニ 児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設又は同法第十二条第一項に規定する児童相談所
 - ホ 少年院法(平成二十六年法律第五十八号)第三条に規定する少年院
 - へ 少年鑑別所法(平成二十六年法律第五十九号)第三条に規定する少年鑑別所
 - ト 医療法 (昭和二十三年法律第二百五号) 第一条の五第一項に規定する病院又は同条 第二項に規定する診療所 (患者を入院させるための施設を有しないものを除く。)
 - チ 更生保護法(平成十九年法律第八十八号)第二十九条に規定する保護観察所
 - リ 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第五条第四号に規定する青年の家その 他社会教育に関する施設

- ヌ 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条第一項に規定する博物館
- 3 前二項の規定は、これらの規定の適用の際現に第三条第一項の届出書を提出して風俗案 内業を行っている者の当該風俗案内については、適用しない。

(従業者名簿)

第八条 風俗案内業者は、公安委員会規則で定めるところにより、風俗案内所ごとに、従業者名簿を備え、これに当該風俗案内所における風俗案内業に係る業務に従事する者の氏名 及び住所その他公安委員会規則で定める事項を記載しなければならない。

(生年月日の確認等)

- 第九条 風俗案内業者は、風俗案内業に係る業務に従事させようとする者の生年月日について、公安委員会規則で定める方法により、確認しなければならない。
- 2 風俗案内業者は、前項の規定による確認をしたときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該確認に係る記録を作成し、これを保存しなければならない。

(許可の確認等)

- 第十条 風俗案内業者は、風俗案内業に関し風俗案内を行おうとするときは、当該風俗案内 に係る接待風俗営業を営む者が風俗営業法第三条第一項の許可若しくは第七条第一項、第 七条の二第一項若しくは第七条の三第一項の承認を受けていること又は当該風俗案内に係 る性風俗特殊営業を営む者が風俗営業法第二十七条第一項の届出書を提出していることを 当該風俗案内を初めて行う時までに確認しなければならない。
- 2 風俗案内業者は、前項の規定による確認をしたときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該確認の対象となる接待風俗営業又は性風俗特殊営業の営業所の名称、当該営業を営む者の氏名その他公安委員会規則で定める事項を記載した帳簿(以下「風俗営業等確認簿」という。)を作成し、風俗案内所ごとにこれを備えなければならない。

(青少年の立入禁止等の表示)

第十一条 風俗案内業者は、公安委員会規則で定めるところにより、青少年がその風俗案内 所に正当な理由なく立ち入り、又はその風俗案内所を利用してはならない旨を当該風俗案 内所の入口その他の公衆の目につきやすい場所に表示しなければならない。

(風俗案内業者の遵守事項)

第十二条 風俗案内業者は、風俗案内業に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 午前零時(次に掲げる日の区分に応じそれぞれに定める地域内にあっては、午前一時) から午前六時までの時間において接待風俗営業に係る風俗案内を行わないこと。
 - イ 一月一日から同月十日までの日 福岡県の全地域
 - ロ 八月十四日から同月十六日までの日 福岡県の全地域
 - ハ 十二月二十五日から同月三十一日までの日 福岡県の全地域
 - ニ イからハまでに掲げるもののほか、習俗的行事その他の特別な事情のある日として 公安委員会が指定した日 公安委員会が指定した地域及び当該地域以外の地域のうち 別表第二に掲げる地域
 - ホ イからニまでに掲げる日以外の日 別表第二に掲げる地域
- 二 午前零時から午前六時までの時間において性風俗特殊営業に係る風俗案内を行わない こと。
- 三 風俗案内所周辺において公安委員会規則で定める数値以上の騒音を生じさせないこと。
- 四 風俗案内所の外周に、又は外部から見通すことができる状態にしてその内部に、接待 風俗営業若しくは性風俗特殊営業の営業所、当該営業において提供される行為若しくは これに従事する者を表し、又はこれらを連想させる次に掲げるものであって、公安委員 会規則で定める基準に該当するもの(次号に該当するものを除く。)を表示し、又は表 示したものを掲出し、若しくは配置しないこと。
 - イ 図画、写真その他の物品
 - ロ 文字、番号、記号その他の符号
- 五 風俗案内所の外周に、又は外部から見通すことができる状態若しくは風俗案内所に立ち入った者の目に触れる状態にしてその内部に、性的感情を刺激する次に掲げるものであって、公安委員会規則で定める基準に該当するものを表示し、又は表示したものを掲出し、若しくは配置しないこと。
 - イ 図画、写真その他の物品
 - ロ 文字、番号、記号その他の符号
- 六 卑わいな行為が行われていることを告げ、又は当該行為が行われていると思わせる方 法で、接待風俗営業に関し、風俗案内を行わないこと。
- 七 接待風俗営業若しくは性風俗特殊営業に関する情報を客に提供することを委託する契

約を締結させ、又は当該契約の申込みの撤回、解除若しくは解約を妨げるため、人を威 迫して困惑させないこと。

- 八 証票その他の物品であって、接待風俗営業又は性風俗特殊営業の客がこれを当該営業 を営む者に提示することにより、その支払うべき料金の割引を当該営業を営む者から受 け、又はその支払った料金の割戻しを当該風俗案内業者その他の者から受けることがで きるものを、風俗案内所に立ち入った不特定の者に配布し、又は風俗案内所の外周に、 若しくは風俗案内所に立ち入った者が自由に持ち帰ることのできる状態にしてその内部 に、配置しないこと。
- 九 バーコードその他これに類する符号であって、接待風俗営業又は性風俗特殊営業の客がこれらに記録されている事項を読み取るための装置を用いて読み取ることにより映像面に表示されたものを当該営業を営む者に提示することにより、その支払うべき料金の割引を当該営業を営む者から受け、又はその支払った料金の割戻しを当該風俗案内業者その他の者から受けることができるものを、不特定の者に提示し、又は風俗案内所の外周に、若しくは風俗案内所に立ち入った者が自由に読み取ることのできる状態にしてその内部に、表示し、又は表示したものを掲出し、若しくは配置しないこと。
- 十 前各号に掲げるもののほか、風俗案内所の周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で風俗案内を行わないこと。

(青少年の業務従事禁止等)

- 第十三条 風俗案内業者は、風俗案内業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。
 - 風俗案内所において青少年を当該風俗案内業に係る業務に従事させること。
 - 二 青少年を風俗案内所に正当な理由なく立ち入らせること。
 - 三 青少年に風俗案内所を利用させること。

(管理者)

- 第十四条 風俗案内業者は、風俗案内所ごとに、風俗案内業者又はその代理人等のうちから、第四項に規定する業務を行う者として、管理者一人を選任しなければならない。
- 2 風俗案内業者は、管理者として選任した者が欠けるに至ったときは、その日から十四日 以内に、新たな管理者を選任しなければならない。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、管理者となることができない。

- 一 第四条第一号から第六号までのいずれかに該当する者
- 二 未成年者
- 三 心身の故障により管理者の業務を適正に実施することができない者として公安委員会 規則で定めるもの
- 4 管理者は、当該風俗案内所における風俗案内業に係る業務に関し、その適正な実施を確保するため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 風俗案内業者又はその代理人等に対し、これらの者がこの条例の規定を遵守してその 業務を実施するため必要な助言又は指導を行うこと。
 - 二 第八条の従業者名簿及びその記載について管理すること。
 - 三、風俗営業等確認簿及びその記載について管理すること。
 - 四 当該風俗案内所に正当な理由なく立ち入り、又は当該風俗案内所を利用している青少年を発見したときにおいて、当該青少年に風俗案内所から立ち退くべきことを勧告することをの他の必要な措置を講ずること。

(指示)

第十五条 公安委員会は、風俗案内業者又はその代理人等が、風俗案内業に関し、この条例 の規定又は他の法令の規定に違反した場合において、清浄な風俗環境を害し、又は青少年 の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該風俗案内業者に対し、清 浄な風俗環境を害する行為又は青少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすることができる。

(風俗案内業の停止等)

- 第十六条 公安委員会は、風俗案内業者若しくはその代理人等が風俗案内業に関しこの条例 の規定若しくは他の法令の規定に違反した場合において著しく清浄な風俗環境を害し若し くは青少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがあると認めるとき、又は風俗案内業者が 前条の指示に違反したときは、当該風俗案内業者に対し、六月を超えない範囲内で期間を 定めて当該風俗案内業の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- 2 公安委員会は、風俗案内業者が第四条各号のいずれかに該当していることが判明したときは、その者に対し、当該風俗案内業の廃止を命ずることができる。

(聴聞の特例)

- 第十七条 公安委員会は、前条の規定による命令をしようとするときは、福岡県行政手続条 例(平成八年福岡県条例第一号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区 分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
- 2 公安委員会は、前項の聴聞を行うに当たっては、その期日の一週間前までに、福岡県行政手続条例第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。
- 3 公安委員会は、前項の通知を福岡県行政手続条例第十五条第三項に規定する方法によって行う場合においては、同条第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、 二週間を下回ってはならない。
- 4 第一項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(調査)

- 第十八条 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、風俗案内業者に対し、その業務に関し報告又は資料の提出を求めることができる。
- 2 警察職員は、この条例の施行に必要な限度において、風俗案内所に立ち入り、書類その 他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。
- 3 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者 に提示しなければならない。
- 4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(委任)

第十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会 規則で定める。

(罰則)

- 第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に 処する。
 - 一 第五条の規定に違反した者
 - 二 第六条の規定に違反した者
 - 三 第七条第一項又は第二項の規定に違反した者

- 四 第十三条の規定に違反した者
- 五 第十六条の規定による命令に違反した者
- 2 第十三条第一号に掲げる行為をした者は、青少年の年齢を知らないことを理由として、 前項の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りで ない。
- 第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
 - 一 第三条第一項の届出書を提出しないで風俗案内業を行った者
 - 二 前号の届出書又は同号の届出書に係る第三条第三項に規定する添付書類であって虚偽 の記載のあるものを提出した者
 - 三 第三条第二項の規定に違反して届出書を提出せず、又は同項の届出書若しくは同項の 届出書に係る第三条第三項に規定する添付書類であって虚偽の記載のあるものを提出し た者
- 第二十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
 - 一 第八条の規定に違反して、従業者名簿を備えず、又はこれに必要な記載をせず、若し くは虚偽の記載をした者
 - 二 第十条第二項の規定に違反して、風俗営業等確認簿を備えず、又はこれに必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者
 - 三 第十八条第一項の規定に違反して、報告をせず、若しくは資料を提出せず、又は同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者四 第十八条第二項の規定による立入り又は検査を拒み、妨げ、又は忌避した者(両罰規定)
- 第二十三条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人等が、その法人又は人の業務に関し、第二十条第一項又は前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。
- 2 法人でない団体について前項の規定の適用があるときには、その代表者又は管理人が、 その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とするとき の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(附則省略)

別表第一(第七条関係)

施設	距離	
	商業地域	商業地域以外の地域
学校(学校教育法第一条に規定する学校のうち	七十メートル	百メートル
大学を除いたものをいう。)		
児童福祉施設(児童福祉法第七条第一項に規定		
するものをいう。以下同じ。)のうち幼保連携		
型認定こども園		
児童福祉施設(幼保連携型認定こども園を除	五十メートル	七十メートル
<.)		
病院(医療法第一条の五第一項に規定するもの		
をいう。)		
図書館(図書館法第二条第一項に規定するもの		
をいう。)		
診療所(医療法第一条の五第二項に規定する診	三十メートル	五十メートル
療所のうち患者を入院させるための施設を有し		
ないものを除いたものをいう。)		

備考 この表において「商業地域」とは、都市計画法第八条第一項第一号に規定する商業 地域をいう。

別表第二 (第十二条関係)

北九州市	小倉北区のうち、魚町一丁目から四丁目まで、鍛冶町一丁目及び二丁目、京町一
	丁目から四丁目まで、米町一丁目及び二丁目、紺屋町、堺町一丁目及び二丁目、
	船頭町、船場町並びに古船場町
	八幡西区のうち、熊手一丁目、二丁目及び三丁目(一番から三番までに限る。)、
	黒崎一丁目から四丁目まで並びに藤田三丁目
福岡市	博多区のうち、中洲一丁目から五丁目まで

	中央区のうち、大名一丁目及び二丁目、天神一丁目から三丁目まで、西中洲並び
	に舞鶴一丁目及び二丁目
大牟田市	旭町三丁目、栄町一丁目及び二丁目、新栄町、住吉町、大正町一丁目及び二丁目、
	築町、中島町、橋口町、浜町、古町、本町一丁目及び二丁目、港町並びに有明町
	一丁目(一番地に限る。)
久留米市	小頭町(一番地、二番地、八番地、九番地及び一一番地に限る。)、通町(二番
	地、三番地及び六番地に限る。)、日吉町(一番地から一五番地までに限る。)、
	本町(二番地に限る。)及び六ツ門町(一番地から一四番地まで及び一七番地か
	ら二二番地までに限る。)
飯塚市	飯塚(一番から一三番までに限る。)、本町(一番から一二番までに限る。)及
	び吉原町(七番から一二番までに限る。)